

社会福祉法人あさひ福祉会

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさひ福祉会の理事・監事及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員を併せて役員等とする。
- (2) 報酬等とは、報酬及び職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として別表1により報酬を支給する。但し、職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 前項の報酬は、会議等の終了後、本人に支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など、その都度、本人に現金で支給する。

- 2 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が法人業務のため、出張及び研修等に出席する場合は、別表2により職務執行に応じて、報酬及び旅費を支給することができる。

付則 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
平成28年4月1日から施行する。
平成29年4月1日から施行する。
令和5年4月1日から施行する。

別表 1

理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席の場合

	報酬(日当)
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円

別表 2

法人業務のため、出張及び研修等に出席した場合 (4 時間未満)

	報酬(日当)	費用弁償(交通費)
理事	5,000 円	航空費、鉄道、バス実費分
監事	5,000 円	
評議員	5,000 円	
評議員選任・解任委員	5,000 円	

法人業務のため、出張及び研修等に出席した場合 (4 時間以上)

	報酬(日当)	費用弁償(交通費)
理事	8,000 円	航空費、鉄道、バス実費分
監事	8,000 円	
評議員	8,000 円	
評議員選任・解任委員	8,000 円	

法人業務のため、出張及び研修等に出席した場合 (宿泊費用)

	県内	県外
理事	一泊につき 13,000 円	一泊につき 15,000 円
監事		
評議員		
評議員選任・解任委員		

但し、研修・講習・訓練等で主催者が宿泊料金を定めている場合は、その金額を支給する。